

檜葉町町制施行 70 周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、檜葉町町制施行 70 周年記念冠事業（以下「冠事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第 2 条 冠事業の対象となる事業は、町民や町民団体、地域、企業等が主催し、次のいずれにも該当する事業とする。ただし、檜葉町長が適当と認めるものについては、この限りでない。

(1) 檜葉町町制施行 70 周年記念事業の基本方針に沿う事業

(2) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

(1) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用される、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 主催者が、檜葉町暴力団排除条例（平成 26 年条例第 9 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するとき。

(4) 営利を目的とするもの（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の指定管理者がその指定に係る施設において行う自主事業を除く。）と認められるとき。ただし、町の振興に寄与すると認められるときは、この限りではない。

(5) その他町長が適当でないとき。

(事業の申請)

第 3 条 冠事業として承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、檜葉町町制施行 70 周年記念冠事業承認申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が申請の必要がないと認める場合は、この限りでない。

(事業の承認)

第 4 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは、檜葉町町制施行 70 周年記念冠事業承認通知書（様式第 2 号）により、承認しないときは、檜葉町町制施行 70 周年記念冠事業不承認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による事業の承認に際し、必要な条件を付すことができるものとする。

3 第 1 項の規定により承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、次に掲げ

る支援を受けることができる。

- (1) 「檜葉町町制施行 70 周年記念」又は「檜葉町町制施行 70 周年記念事業」の冠称（ただし、檜葉町の文字を省略することも可）の使用
- (2) 檜葉町町制施行 70 周年記念ロゴマークの使用
- (3) 檜葉町ホームページ等の広報媒体による事業の周知
- (4) 檜葉町が有する檜葉町町制施行 70 周年記念事業啓発のための物品等の貸与
(事業内容の変更等)

第 5 条 事業者は、承認された冠事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに檜葉町町制施行 70 周年記念冠事業変更（中止）届出書（様式第 4 号。以下「届出書」という。）により、町長に届け出なければならない。
(承認の取消等)

第 6 条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に定める事項又は事業承認の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書又は届出書の内容に虚偽があると認められたとき。
- (3) その他冠事業とすることが不適當であると町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、檜葉町町制施行 70 周年記念冠事業承認取消通知書（様式第 5 号）により、当該取消しを受けた者に速やかに通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定による取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(実施報告)

第 7 条 事業者は、当該事業終了後、速やかに檜葉町町制施行 70 周年記念冠事業実施報告書（様式第 6 号）により、町長に報告しなければならない。

(事業経費)

第 8 条 冠事業の実施にかかる経費は、事業者の負担とする。

(補則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 3 月 1 6 日から施行する。